

## 葛飾区入札監視等委員会設置要綱

平成 20 年 3 月 27 日

19葛総契第 269 号区長決裁

改正 平成 21 年 3 月 31 日 20葛総契第 335 号

平成 25 年 8 月 6 日 25 葛総契第 321 号

### (目的)

第 1 条 葛飾区が行う公共工事等の入札及び契約手続等（以下「入札及び契約手続等」という。）の公正性・透明性を確保するため、葛飾区入札監視等委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第 2 条 委員会は次に掲げる事務を行う。

- (1) 葛飾区が発注した公共工事等に関し、入札及び契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
- (2) 葛飾区が発注した公共工事等のうち、委員会が無作為に抽出したものに  
関し、制限付一般競争入札及び公募型指名競争入札に係る入札参加資格の  
設定の理由及び経緯、並びに指名競争入札に係る指名の理由及び経緯、並  
びに随意契約を行った場合における業者指定の理由及び経緯等についての  
調査検討を行い、改善すべき点があれば意見の具申を行うこと。
- (3) 入札及び契約手続等に係る利害関係者からの苦情申立てについて契約担  
当者の依頼に基づき調査検討し、その結果を報告すること。
- (4) 入札及び契約手続等への不当な要求及び圧力を排除し、公正な事務処理  
を確保するための調査検討を行うこと。
- (5) その他入札及び契約手続等の公正性・透明性を確保するために必要な事  
項について意見の具申を行うこと。

### (委員会の委員及び組織)

第 3 条 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約手続等についての調  
査検討その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうち  
から、区長が委嘱する。

2 委員会は、委員 3 人以内で組織する。

3 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

### (守秘義務)

第 4 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた  
後も、また同様とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員長が必要と認める場合は、書類の回議をもって会議に替えることができる。

(議決)

第7条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(議事概要の作成及び公表)

第8条 委員会は、議事概要を作成し、これを公表する。

2 前項の規定にかかわらず、委員会の3分の2以上の多数で議決したときは、委員会の会議を非公開とすることができる。

(委員会の庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部契約管財課で処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成21年3月31日 20葛総契第335号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成25年8月6日 25葛総契第321号)

この要綱は、平成25年8月6日から施行する。